

月刊ハローワーク通信

ハローワーク秋田のイベント・情報などを紹介する広報紙です

《2026. 4月号》

発行: 〒010-0065 秋田市茨島1-12-16

ハローワーク秋田(電話018-864-4111)

当所へ電話でお問い合わせの際は、部門コード(問い合わせ先右端の【】内)を押してください。

ハローワーク秋田の
各種情報はこちら↓



キャリアアップ助成金 申請内容が正しいか、確認していますか？

適正な申請がされているかを確認するため、
労働局は積極的な調査を行っています！

キャリアアップ助成金は、例年、約7万件近く活用いただいています。
一方で、約200件の不正受給が発覚しています。

考えてい
こんな
まな風
にせんか？



A社長

専門家(代理人)に
報酬を支払って
任せているので、大丈夫。



B社長

人事労務経験豊富な
従業員が担当しているので、
間違いはないはず。

社長とのやりとり
で一部、不明瞭な
部分があったけど、
このまま申請して
も大丈夫だろう。



代理人

従業員や代理人等が不正行為を行った場合でも、 事業主の不正受給に該当します！

⚠️ 申請書の事業主確認欄にサインや押印がある時点で、
事業主が内容を確認し、申請していることになるので責任が生じます。

⚠️ 代表者が意図的かどうかにかかわらず、
不正に受給した企業(事業主)は公表※されます！

⚠️ また・・・
不正受給に代理人が関与した場合、代理人は必ず公表されます。

※ 公表基準に該当する場合。「申請を行い、まだ受給していない場合」も含まれます。

事業主
の方へ

- 申請前に事実と異なる記載や添付書類がないか、確認してから提出してください。
- 社会保険労務士や代理人等に依頼する場合は、申請書類(添付書類を含む)の写しを必ず受け取り、内容の確認をしてください。また、その書類を保存してください。

お問い合わせ先

ハローワーク秋田 企画部門 【32#】

4月は雇用保険適用課の窓口が大変混雑します 雇用保険電子申請も集中的に増加します

混雑緩和のためご協力をお願いいたします

【適用課窓口及び電子申請ご利用の場合】

4月は、離職票交付手続きを優先して取り扱います。そのため、**4月入社の資格取得届は4月下旬以降に提出**いただくとご協力ををお願いします。

(資格取得届の提出期限は入社日の属する月の翌月10日までです。4/1入社→5/10まで)

【適用課窓口をご利用の場合】

離職票交付が**10枚以上**になる場合は、窓口の混雑緩和のため来所日を調整させていただく場合がありますので、**事前にご連絡**をお願いします。

【電子申請をご利用の場合】

資格取得届等が**集中的に増加**するため、**通常よりも返戻日数が長くなる**ことがありますので、ご了承ください。

「電子申請」が便利です、ぜひご利用をお勧めします！

雇用保険の主要3手続き(資格取得届・資格喪失届・高年齢雇用継続給付)の電子申請利用率が全国で約7割、秋田労働局管内で約6割となっています。



電子申請アドバイザーによる相談も行っております。

電子申請のメリット

- 365日、24時間いつでも申請できます。ハローワーク窓口での申請のような待ち時間がありません。
- 自宅やオフィスのパソコンなど、どこからでも申請できます。
- 個人情報の持ち運びが不要です。個人情報保護の観点からも安全性が高まります。
- 時間やコストの節減になります。ハローワークに来所いただく手間も、書類を郵送する費用もかきません。

事業主・被保険者の皆さまへ

令和8(2026)年度 雇用保険料率のご案内

令和8(2026)年4月1日から令和9(2027)年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです。

- ・ 失業等給付等の保険料率は、労働者負担・事業主負担とも**5/1,000**に変更になります(農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は**6/1,000**に変更になります)。
- ・ 雇用保険二事業の保険料率(事業主のみ負担)は、引き続き**3.5/1,000**です(建設の事業は**4.5/1,000**です)。

< 令和8年度の雇用保険料率 >

(赤字は変更部分)

事業の種類	① 労働者負担 (失業等給付・育児休業給付の保険料率のみ)	② 事業主負担		①+② 雇用保険料率
		失業等給付・育児休業給付の保険料率	雇用保険二事業の保険料率	
一般の事業	5/1,000	5/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000
(令和7年度)	5.5/1,000	9/1,000	3.5/1,000	14.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	6/1,000	9.5/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
(令和7年度)	6.5/1,000	10/1,000	3.5/1,000	16.5/1,000
建設の事業	6/1,000	10.5/1,000	4.5/1,000	16.5/1,000
(令和7年度)	6.5/1,000	11/1,000	4.5/1,000	17.5/1,000

(枠内の下段は令和7年4月～令和9年3月の雇用保険料率)
※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養蠶、養豚、養鶏、養魚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

ちやんとチェック!

秋田県最低賃金

すべての産業に適用されます
働く人も、雇う人も、確認を忘れずに

令和8年
3月31日
時間額

UP
80円



たしかめんどは、労働基準局の所管する国庫
の印を有する労働者は、上記の
秋田県最低賃金が適用になります

特定最低賃金 (25年10月改定日本標準額分)	最低賃金額 (時間額)	適用する使用者	適用除外労働者
非鉄金属製錬・精製業 (非鉄金属合金製造業を含む)	1,091円 7.12.25 発効	次に掲げるいずれかの 産業を営む使用者 (1) 左端欄の産業 (2) 左端欄の各産業に おいて管理、補助 的経済活動を行う 事業所 (3) 純粋持株会社(管 理する全子会社を 通じての主要な経 済活動が左端欄の 各産業に分類され るものに限る。)	(1) 各産業共通 ・ 18歳未満又は65 歳以上の者 ・ 雇入れ後6ヶ月未満 の者であって、技能 習得中のもの ・ 清掃、片付けその他 これらに準ずる軽微 な業務に主として従 事する者 (2) 電子部品・デバイス 等製造業のみ ・ 電気部品の組立又は 加工の業務のうち、 主として卓上におい て行う組線、巻線、 はんだ付け、取付け 又は検査の業務に主 として従事する者
電子部品・デバイス・電子回 路、電池、電子応用装置、そ の他の電気機械器具、映像・ 音響機械器具、電子計算機・ 同附属装置製造業 (光ディスク・磁気ディスク・ 磁気テープ、電気音響機械器具 製造業を除く)	1,032円 8.3.31 発効		
自動車・附属品製造業	1,060円 8.3.31 発効		
自動車(新車)、自動車 部分品・附属品小売業	1,032円 8.3.31 発効		

最低賃金未滿の労働契約は無効です。
なお、次に掲げる賃金は、最低賃金額の計算には含まれません。
(1) 経営手当、通勤手当及び家族手当
(2) 随時に支払われる賃金(結婚手当など)
(3) 1ヶ月をこえる期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
(4) 時間外、休日及びび夜労働に対する賃金
詳しくは、秋田労働局賃金室又は労働基準監督署にお問い合わせください。



秋田労働基準監督署 (TEL018-865-3671) 能代労働基準監督署 (TEL0185-52-6151)
大館労働基準監督署 (TEL0186-42-4033) 横手労働基準監督署 (TEL0182-32-3111)
大曲労働基準監督署 (TEL0187-63-5151) 本荘労働基準監督署 (TEL0184-22-4124)



秋田労働局労働基準部賃金室 TEL 018-883-4266
秋田労働局ホームページ URL <https://jaite.mhlw.go.jp/akita-roudoukyoku/>

ちやんとチェック! 秋田県の最低賃金

「最低賃金制度」は、働くすべての人に、賃金の最低額(最低賃金額)を保障する制度です。
最低賃金には、都道府県ごとの「地域別最低賃金」と、特定の産業に適用される「特定最低賃金」があります。最低賃金は、最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定めており、使用者(事業主)は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとされています。

適用される対象者は?
年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。
地域別最低賃金はすべての労働者の最低額を保障するセーフティネットとして、常用・臨時・パート・アルバイト・嘱託などの雇用形態や呼称にかかわらず、原則としてすべての労働者とその使用者に適用されます。派遣労働者には、派遣先の最低賃金が適用されますので、派遣元の使用者と派遣される労働者は、派遣先の事業場に適用される最低賃金を把握しておく必要があります。

確認の方法は?
確認したい賃金※を時間額にして、最低賃金額(時間額)と比較してみましょ!

最低賃金額との比較方法

- 時間給の場合
時間給×最低賃金額(時間額)
- 日給の場合
日給÷1日平均所定労働時間×最低賃金額(時間額)
- 月給の場合
月給÷1か月平均所定労働時間×最低賃金額(時間額)
- 左記(1)、(2)、(3)の組み合わせの場合
例えば、基本給が時間給制で各手当(職務手当など)が月給制などの場合には、それぞれ左記(1)、(2)の式により時間額に換算し、それらを合計したものを最低賃金額(時間額)と比較します。



※最低賃金額との比較にあたって次の賃金は算入しません。
① 随時に支払われる賃金(結婚手当など)
② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
③ 所定労働時間を超える時間の労働に対する賃金(時間外労働賃金など)
④ 所定労働日以外の日の労働に対する支払われる賃金(休日労働賃金など)
⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間賃金の計算額を超える部分(深夜労働賃金など)
⑥ 経営手当、通勤手当および家族手当

最低賃金は、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

WEBで確認

最低賃金に関する
特設サイト

賃金引上げ

賃金引上げ特設ページ
※お申し込みが必要です。

中小企業標準賃金の算定

業務改善
助成金

秋田労働局 賃金室

雇用保険の求職者給付

⑥ 1日当たりの給付額【基本手当日額】

失業している日に受給できる1日当たりの金額を「基本手当日額」といいます。原則として、離職の日以前の6か月に毎月決まって支払われた賃金の合計を180で割って算出した金額（「賃金日額」といいます）のおよそ5～8割で、賃金の低い方ほど高い給付率となっています。また、基本手当日額には、上限額・下限額が定められています。

◆ およその計算式

$$\left(\frac{\text{離職以前6か月の賃金の合計}}{180} \right) \times (\text{給付率 } 50\sim 80\%) = \text{【基本手当日額】}$$

※ 60～64歳の方については45～80%

⑦ 基本手当の給付日数【所定給付日数】

◆ 定年、契約期間満了や自己都合退職の方

離職時の満年齢	被保険者であった期間	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
65歳未満		90日	120日	150日

◆ 障害者等の就職困難者

離職時の満年齢	被保険者であった期間	1年未満	1年以上
45歳未満		150日	300日
45歳以上65歳未満			360日

次の方には、一時金を一括支給します。

◆ 高齢者被保険者（65歳以上で退職された方）

被保険者であった期間	1年未満	1年以上
高齢者求職者給付金の額	30日分	50日分

◆ 短期雇用特例被保険者（季節的業務に就いていた方）

特例一時金の額	40日分

◆ 特定受給資格者・一部の特定埋田離職者

離職時の満年齢	被保険者であった期間	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満		90日	90日	120日	180日	-
30歳以上35歳未満		90日	120日	180日	210日	240日
35歳以上45歳未満		90日	150日	180日	240日	270日
45歳以上60歳未満		90日	180日	240日	270日	330日
60歳以上65歳未満		90日	150日	180日	210日	240日



お問い合わせ先

ハローワーク秋田 雇用保険給付課 【11#】

HelloWork Internet Service
ハローワークインターネットサービス



ハローワーク秋田 雇用の動き(令和8年2月)

概況(全数)

○有効求人倍率は、1.32倍と前年同月比で0.08ポイント低下。

1 求人動向

○新規求人数は、3,027人と前年同月比で0.7%増加。

- ・卸売業、小売業、運輸業、郵便業、医療、福祉等で増加。
- ・金融業、保険業、情報通信業、製造業で減少。

○有効求人数は、8,236人と前年同月比で0.1%減少。

2 求職者の動向

○新規求職者数は、1,613人と前年同月比で12.2%増加。

- ・フルタイム求職者が5.8%増加、パート求職者は23.1%増加。
- ・事業主都合離職者(常用)が2か月ぶりに増加。

○有効求職者数は、6,219人と前年同月比で5.6%増加。

- ・雇用保険受給者実人員が9か月連続で増加。

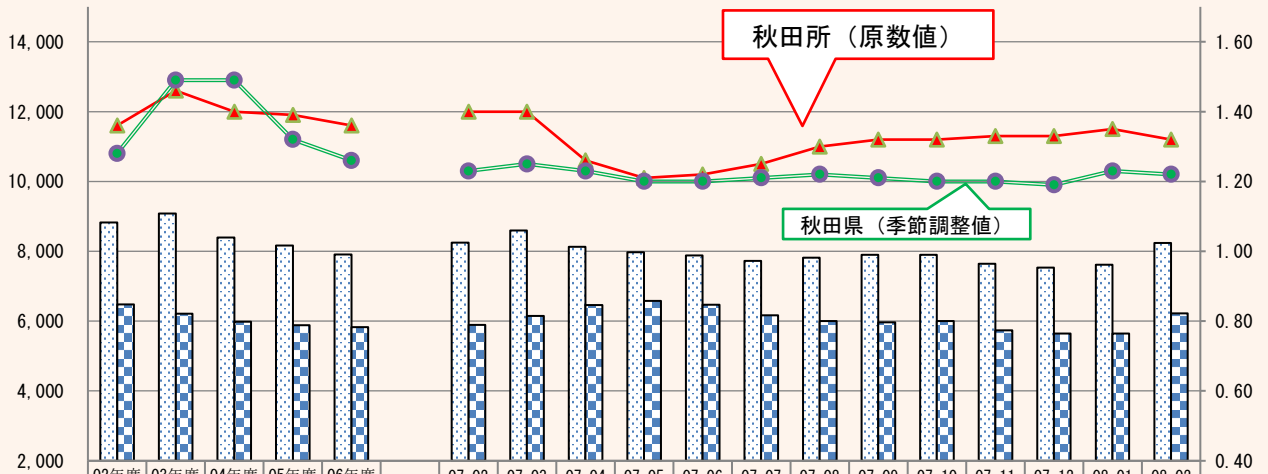
【主な産業の新規求人数】

主な産業	求人数	前年同月比	
		増減率(%)	増減数(人)
D建設業	247	3.3	8
E製造業	134	▲ 11.3	▲ 17
G情報通信業	24	▲ 17.2	▲ 5
H運輸業、郵便業	156	13.9	19
I卸売業、小売業	562	23.0	105
J金融業、保険業	28	▲ 37.8	▲ 17
M宿泊業、飲食サービス業	157	▲ 8.7	▲ 15
P医療、福祉	688	3.6	24
Rサービス業(他に分類されないもの)	511	▲ 1.4	▲ 7
S・T 公務、その他	300	▲ 9.4	▲ 31
全産業合計	3,027	0.7	20

【新規求職者の態様別状況(常用)】

項目	区分	態様別計	新規求職者の態様別状況(常用)				無業者	
			在職者	離職者	うち事業主都合	うち自己都合 うち自営、その他		
新規求職者数(常用)		1,592	773	678	188	441	11	141
前年同月比	増減率(%)	12.7	17.8	11.1	18.2	5.8	10.0	▲ 3.4
	増減数(件数)	180	117	68	29	24	1	▲ 5

■有効求人倍率(全数)の推移



	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07.02	07.03	07.04	07.05	07.06	07.07	07.08	07.09	07.10	07.11	07.12	08.01	08.02
有効求人人数	8,822	9,080	8,395	8,169	7,911	8,245	8,597	8,125	7,969	7,884	7,722	7,821	7,900	7,900	7,643	7,530	7,614	8,236
有効求職者数	6,480	6,217	5,982	5,887	5,827	5,889	6,150	6,460	6,581	6,466	6,169	6,000	5,966	6,006	5,736	5,642	5,644	6,219
求人倍率(秋田所)	1.36	1.46	1.40	1.39	1.36	1.40	1.40	1.26	1.21	1.22	1.25	1.30	1.32	1.32	1.33	1.33	1.35	1.32
求人倍率(秋田県)	1.28	1.49	1.49	1.32	1.26	1.23	1.25	1.23	1.20	1.20	1.21	1.22	1.21	1.20	1.20	1.19	1.23	1.22